

令和5年6月21日

お客さま各位

枚方信用金庫

お借入完済に伴う融資契約書類の返却について

平素は格別のご引き立て賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫ではこれまで、お客様のご返済によって契約が終了いたしましたお借入証書(金銭消費貸借契約書ほか付属書類)につきましては、一律にご返却しておりましたが、お客様の情報保全の観点から、令和5年8月1日以降に完済となる契約書等につきましては、一定期間(完済後5年)保管し保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更いたします。

なお、完済された契約書等の返却をご希望される方は、お手数ですが、取引店までお申し出いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、お取引店までお問合せください。

【当金庫で保管管理する書類】

1. 手形貸付に係る約束手形等
2. 証書貸付に係る金銭消費貸借契約書等
3. 当座貸越に係る当座貸越契約書等
4. 保証契約に係る限定保証約定書

※代理貸付に係る債権書類及び担保関係に係る契約書類は、従来通りにご返却いたします。